



健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

行政手続法の施行に伴う事務取扱いについて

標記については、平成6年9月29日保険発第126号、企国発第73号、庁保険発第29号「行政手続法の施行に伴う健康保険法等の施行に関する事務取扱いについて」の定めるところにより行なってきたところであるが、今般、平成14年11月5日保保発第1105001号、年企発第1105001号、庁保険発第36号により前記通知が廃止されたことに伴い、健康保険組合に係る行政手続法(平成5年法律第88号)の施行に伴う事務取扱いは、今後は本通知によることとするので、その実施に遺憾のないよう配慮されたい。

なお、本通知は諸法令の制定改廃及び組織再編に伴い相当部分の改正が必要となっていたことを整理するものであって、行政手続法の趣旨に変更があったものではないことを申し添える。

記

1 行政手続法第5条関係(審查基準)

「審査基準」は、許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するため に必要とされる基準であるが、健康保険法においては、法令の規定及び既に示さ れている通知等により判断することができるので、別に審査基準を定めることを 要しない。

なお、審査基準を公にしておかなければならないこととされていることから、

申請書等の提出先機関の事務所(窓口)における備付けのほか、申請をしようとする者の求めに応じ提示すること等の方法により適切に対応されたい。

2 行政手続法第6条関係(標準処理期間)

「標準処理期間」は、申請書等が法令に定められた提出先機関の事務所に到達してから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安を定めるものであり、これを定める主体は処分権限を有する者(権限を委任されているものについては、委任を受けている者)であることから、次のとおり取り扱われたい。

- (1) 処分権者が厚生労働大臣であるもの標準処理期間を別紙1のとおり定めたので、参考とされたい。
- (2) 処分権者が健康保険組合であるもの

各健康保険組合において、管内の実態を考慮の上、適切な標準処理期間の設定に努め、定めたときは審査基準と同様の方法により公にされたい。

なお、標準処理期間の目安を別紙2に示したので、参考とされたい。

3 行政手続法第12条関係(処分の基準)

「処分基準」は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて法令の定めに従って判断するために必要とされる基準であるが、健康保険法においては、法令の規定及び既に示されている通知等により判断することができるので、別に処分基準を定めることを要しない。

なお、処分基準を公にしておくよう努めなければならないとされていることから、健康保険組合の窓口に備え付けたり、若しくは問い合わせに応じて個別に示す等により適切に対応されたい。

(別紙1) 「申請に対する処分」標準処理期間一覧表

No.	根拠法	分許認可等の種類	処 分 原権者	権 者 委任先	標準処理期間	備	考
1	法第14条第1項	健康保険組合の設立認可	大臣	なし	_		
2	法第31条第1項	任意適用事業所の認可	大臣	局長			
3	法第33条第1項	任意適用事業所取消の認可	大臣	局長	_		
4	法第34条第1項	一括適用事業所の承認	大臣	なし	90日前後		

(注) 「根拠法令」欄において、「法」は健康保険法(大正11年法律第70号)である。 「処分権者」欄において、「大臣」は厚生労働大臣、「局長」は地方厚生(支)局長である。 「標準処理期間」欄において、「ー」は、標準処理期間を設定していない(設定が困難な)ことを表す。

(別紙2) 健康保険組合に係る 「申請に対する処分」 標準処理期間見込み一覧表

No.	根拠法令	許 認 可 等 の 種 類	処 分原権者	権 者 委任先	標準処理期間	備考
1	法第3条第1項第7号	健康保険の適用除外の承認	組合	なし	7日前後	
2	法第37条第1項	任意継続被保険者の資格取得	組合	なし	3日前後	
3	法第51条第1項	資格の得喪の確認の請求	組合	なし	3日前後	
4	法第53条	健保組合の付加給付	組合	なし		
5	法第87条第1項	療養費の支給	組合	なし	7日前後	
6	法第97条第1項	移送費の支給	組合	なし	7日前後	
7	法第98条第1項	資格喪失後の継続給付	組合	なし	7日前後	
8	法第99条第1項	傷病手当金の支給	組合	なし	7日前後	
9	法第100条第1項	埋葬料の支給	組合	なし	7日前後	
1 0	法第100条第2項	埋葬費の支給	組合	なし	7日前後	
1 1	法第101条	出産育児一時金の支給	組合	なし	7日前後	
1 2	法第102条	出産手当金の支給	組合	なし	7日前後	
1 3	法第104条	傷病手当金、出産手当金の継 続給付	組合	なし	7日前後	
1 4	法第105条第1項	資格喪失後の死亡に係る埋葬 料の支給	組合	なし	7日前後	
	<u> </u>		I		1	

⁽注) 「根拠法令」欄において、「法」は健康保険法(大正11年法律第70号)、「施行令」は健康保険法施行令(大 正15年勅令第243号)、「規則」は健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)である。 「処分権者」欄において、「組合」は健康保険組合である。 「標準処理期間」欄において、「一」は、標準処理期間を設定していない(設定が困難な)ことを表す。

1 5	法第105条第3項	資格喪失後の死亡に係る埋葬 費の支給	組合	なし	7日前後	
16	法第106条	資格喪失後の出産に係る給付	組合	なし	7日前後	
17	法第110条第1項	家族療養費の支給	組合	なし	7日前後	
18	法第112条第1項	家族移送費の支給	組合	なし	7日前後	
19	法第113条	家族埋葬料の支給	組合	なし	7日前後	
20	法第114条	家族出産育児一時金の支給	組合	なし	7日前後	
2 1	法第115条第1項	高額療養費の支給	組合	なし	90日前後	
2 2	法第159条	育児休業期間中の保険料免除	組合	なし	7日前後	,
2 3	法第165条第4項	 任意継続被保険者の前納保険 料の還付	組合	なし	60日前後	·
2 4	法附則第8条第1項	特例退職被保険者の資格取得	組合	なし	3日前後	
2 5	施行令第41条第6項	特定疾病の認定	組合	なし	7日前後	
2 6	規則第45条ノ4第2項	標準負担額減額の認定	組合	なし	3日前後	
2 7	規則第45条/6第1項	標準負担額減額に関する特例	組合	なし	7日前後	
2 8	規則第63条/10/ 5第2項	限度額適用・標準負担額減額の認定	組合	なし	3日前後	
/ 2}- \	Finite 11 A Inn 1 - 1 - 1	- 「法」) / 健康保险法 (十五1		* = 0 = 1		- 452 050 311 311 424 4 4 4 4

⁽注) 「根拠法令」欄において、「法」は健康保険法(大正11年法律第70号)、「施行令」は健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)、「規則」は健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)である。「処分権者」欄において、「組合」は健康保険組合である。「標準処理期間」欄において、「一」は、標準処理期間を設定していない(設定が困難な)ことを表す。